

○おいらせ町地域生活支援事業実施要綱

平成19年12月3日

告示第84号

改正 平成25年3月29日告示第28号

平成27年6月22日告示第47号

おいらせ町障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年おいらせ町告示第158号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 この事業は、次の各号のとおりとし、別に実施要領を定めて実施するものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 知的障がい者職親委託事業
- (7) 日中一時支援事業
- (8) 自動車運転免許取得費助成事業
- (9) 自動車改造費助成事業
- (10) その他町長が必要と認めた事業

（利用者負担）

第3条 第2条に定める事業において利用者負担が定められている場合は、基準額（事業の利用に要する経費）の100分の10を月単位で事業者（事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる者）に支払うものとする。

2 前項の利用者負担については、別表のとおり月額負担上限額を設定し、当該月額負担上

限額を超えた額については、町が負担する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおいらせ町障害者地域生活支援事業実施要綱によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年3月29日告示第28号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月22日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後のおいらせ町地域生活支援事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表

利用者負担の上限額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	町民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下	15,000円
低所得2	町民税非課税世帯で、低所得1に該当しないもの	24,600円
一般	町民税課税世帯	37,200円

○おいらせ町日常生活用具給付事業実施要領

平成19年12月3日

告示第87号

改正 平成25年3月29日告示第28号

平成26年1月31日告示第2号

平成27年12月28日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）第2条第3号に規定する日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(給付の対象となる用具の種目及び障がい者等)

第3条 給付の対象となる用具の種目及び障がい者等は、別表のとおりとする。ただし、他法の適用により同様の種目の給付を受けることができる者は、本事業の対象としない。

(基準額)

第4条 給付の対象となる用具の購入価格は、別表に掲げる「基準額」の範囲内とする。

(用具の給付の申請)

第5条 用具の給付は、障がい者等からの申請に基づき、町長が用具の制作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）を選定し、行うものとする。

2 前項の規定による用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(用具の給付の決定等の通知)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、用具の給付を行うことを決定（却下）したときは、日常生活用具給付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定したときは、前項に規定する通知書と併せて日常生活用具給付券（様式第3号）（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(住宅改修費)

第7条 住宅改修費の給付の対象者は、別表の対象者欄に掲げる者で、身体の状態、住宅の状態等を勘案して、町長が特に必要と認めるものとする。

2 給付の実施については、次の各号による。

(1) 住宅改修費の給付を受けようとする者は、住宅改修費給付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(2) 町長は、申請書を受理したときはその内容を審査し、給付を行うことを決定（却下）したときは、住宅改修費給付決定（却下）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(3) 町長は、給付を行うことを決定したときは、前号に規定する通知書と併せて住宅改修費給付券（様式第6号）を交付するものとする。

（利用者負担額の算定基準）

第8条 障がい者等の用具の給付又は住宅改修に要する費用のうち、利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、別表に定める基準額又は現に購入に要した費用の額の内、どちらか低い額の100分の10に相当する額とし、利用者が直接業者に支払わなければならない。

（費用の請求）

第9条 障がい者等が、業者から用具の給付を受けた場合又は住宅改修が完了した場合において、町長は、当該業者から給付に係る費用の請求があったときは、当該業者に対し、給付に係る費用を支払うものとする。

2 前項に規定する業者が町長に請求できる金額は、別表に定める基準額又は現に購入に要した費用の額の内、どちらか低い額から第8条に規定する利用者負担額を控除した額とする。

（費用の返還）

第10条 町長は、当該用具が目的に反して使用されたときは、必要に応じ、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第11条 町長は、給付の状況を明確にするために、給付台帳を整備するものとする。

（秘密の保持）

第12条 事業関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は町長が別に定め

る。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第28号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日告示第2号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後のおいらせ町日常生活用具給付事業実施要領の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第76号）抄

（施行期日）

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（おいらせ町日常生活用具給付事業実施要領の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前のおいらせ町日常生活用具給付事業実施要領の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条、第4条、第7条、第8条、第9条関係）

種目		対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者	154,000円	8年
	特殊マット	療育手帳の交付を受けた重度又は最重度である3歳以上の知的障がい児（者）及び、下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者、または下肢又は体幹機能障がい2級以上で、3歳以上の身体障がい児	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	67,000円	5年

	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上で	82,400円	5年
	移動用リフト	他人の介助を要する身体障がい児（者）で、原則として3歳以上の者	159,000円	4年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上で他人の介助を要する身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	15,000円	5年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則として3歳以上の者	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で、原則として学齢児以上の者	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいで他人の介助を要する身体障がい児（者）であり、原則として3歳以上の者	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の	4,450円	8年
	便器用手すり（住宅改修を伴わない）	身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	5,400円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	障がいの身体障がい児（者）で、原則として3歳以上の者	60,000円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障がい児（者）及び、療育手帳の交付を受けた重度または最重度の知的障がい児（者）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	36,750円	3年
	特殊便器	療育手帳の交付を受けた重度又は最重度の知的障がい児（者）であって訓練を行っても自ら排便後の処理が	151,200円	8年

		困難な者及び、上肢機能障がい2級以上の身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者		
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい児	15,500円	8年
	自動消火器	（者）又は療育手帳の交付を受けた重度又は最重度の知的障がい児（者）であって、それぞれ火災発生の感知・避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	28,700円	8年
	電磁調理器	療育手帳の交付を受けた重度又は最重度である知的障がい者及び、視覚障がい2級以上の身体障がい者	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の身体障がい者	87,400円	10年
在宅療養等支援用	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい児（者）で、原則として3歳以上の者	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい児（者）又は同程度と認められる身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	在宅酸素療法者	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	17,000円	10年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上の者	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の身体障がい者	18,000円	5年
情報	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由	98,800円	5年

報・意思疎通支		者であって発声発語に著しい障がい を有する身体障がい児（者）であり、 原則として学齢児以上の者		
援用具	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上及び聴覚障がい2 級以上の重複身体障がい者で必要と 認められる者	383,500円	6年
点字器		視覚障がい2級以上の身体障がい者	10,400円	7年
点字タイプライター		で、原則として就学もしくは就労し ているか又は就労が見込まれている 者	63,100円	5年
視覚障がい者用ポ ータブルレコーダ ー	録音再 生	視覚障がい2級以上の身体障がい児 （者）で、原則として学齢児以上の 者	85,000円	6年
	再生専 用		35,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読 上げ装置			99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器		視覚障がいの身体障がい児（者）で あって、本装置により文字等を読む ことが可能になる者で、原則として 学齢児以上の者	198,000円	8年
盲人用時計	触読	視覚障がい2級以上の身体障がい者	10,300円	10年
	音声		13,300円	10年
聴覚障がい者用通信装置		聴覚障がい又は発声・発語に著しい 障がいを有する児童（者）であって コミュニケーション、緊急連絡等の 手段として必要と認められる者で、 原則として学齢児以上の者	71,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装 置		聴覚障がい者であって本装置により テレビの視聴が可能になる児童（者）	88,900円	6年
人工喉頭		喉頭摘出者	72,200円	5年

点字図書			情報の入手を点字によって得ている 視覚障がいのある身体障がい児（者）	既存の価格	—
排泄 管理	ストマ装具	蓄尿袋	ストマ造設者	11,600円	—
		蓄便袋		8,850円	—
支援 用具	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）		3歳以上であって次の何れかに該当する者。 ア) 治療によって軽快の見込みがないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着することが出来ない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者。 イ) 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者。	12,000円	—
	収尿器			高度の排尿機能障がい	8,500円
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する障がい等級3級以上の身体障がい児（者）で、原則として学齢児以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上の者）	200,000円	原則1回

様式第1号(第5条関係)

日常生活用具給付申請書						
おいらせ町長様 申請者 住所 おいらせ町 氏名 (対象者との続柄)					年 月 日	
下記により、日常生活用具の給付を申請します。 前年の所得状況関係書類を添付しない場合は、公簿等を確認することに同意します。						
対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)	
	住所	おいらせ町				
	身体障害者手帳番号	第	号	年 月 日交付		
	障がい名				障がい等級	級
	施設入所希望の有無	希望する (施設)			希望しない	
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考 (対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由						
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 あり 2 なし	便器 1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭と もしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動 1 車いす使用 2 他人の介助が必要 (一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式規模等		
給付上特に希望する事項						
備考						

(注意) この申請書には、当該身体障がい者等の属する世帯の**前年度分市町村民税の課税額を証明する書類**及び対象となる障がい者または障がい児の保護者の前年分の収入がわかる書類を添付すること。

○おいらせ町移動支援事業実施要領

平成19年12月3日

告示第88号

改正 平成20年2月15日告示第8号

平成27年12月28日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）第2条第4号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体はおいらせ町とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると町長が認める指定事業所に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出（官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物（本人同伴）、冠婚葬祭等）
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出（外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞・観劇等）

2 前項の規定による事業の1月あたりの支給量決定にかかる上限は、第1号については10時間、第2号については20時間とする。

(事業の種類)

第5条 事業の種類は次のとおりとする。

- (1) 個別移動支援（障がい者等の外出における個別の移動支援）
- (2) グループ移動支援（複数の障がい者等からなるグループの外出における集団への移動支援）

2 前項の規定は、原則として1日の範囲で用務を終えるものに限る。

(事業の実施)

第6条 この事業は、町長が適切な事業運営が可能と認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）を指定し、実施する。

2 事業に従事する者は、ヘルパー2級以上の有資格者または研修を終了した者が提供にあたることとする。

（事業の指定）

第7条 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、移動支援事業所指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、適当と認めるときは、事業者に移動支援事業所指定通知書（様式第2号）を交付することにより指定する。

（事業の廃止）

第8条 前条第2項の規定により指定を受けた事業所が、事業を廃止しようとするときは、移動支援事業廃止届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

（利用対象者）

第9条 この事業の利用対象者は、おいらせ町に住所を有し、障がい程度区分1以上の者（障がい児については、障がい程度区分は問わない、また本事業のみを利用する対象者については、一次判定結果の障がい程度区分を適用する。）で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度の視覚障がい者（児）
- (2) 車イス常用身体障がい者（児）
- (3) 知的障がい者（児）
- (4) 精神障がい者

（利用の申請）

第10条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援サービス利用申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第11条 町長は、前条の申請があったときは、対象者の心身の状況及び世帯の状況等を調査し、この事業の利用の可否を決定し、移動支援サービス利用決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（契約の締結）

第12条 事業者は、利用者にサービスを提供するときは、その内容についてあらかじめ利用者に十分な説明を行い同意を得て、利用者と契約を締結するものとする。

(事業者への報酬額)

第13条 町長は、別表に定める額の一部又は全部を月単位で事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による額の請求は、移動支援事業費請求書(様式第6号)、移動支援事業費請求明細書(様式第7号)、移動支援サービス提供実績記録票(様式第8号)を翌月はじめに町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、審査し、速やかに支払うものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年2月15日告示第8号)

この告示は、告示の日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第76号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(おいらせ町移動支援事業実施要領の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この告示の施行の際、第2条の規定による改正前のおいらせ町移動支援事業実施要領の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第13条関係)

		① 社会生活上必要不可欠な外出
区分		基準額
個別支援	身体介護を伴わない場合	～1時間 150単位
		～2時間 300単位
		～3時間 450単位
		～4時間 600単位

		～5時間 750単位 以降、1時間毎150単位加算																																			
	身体介護を伴う 場合	身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで100単位/時間加算可																																			
グループ 支援	身体介護を伴わ ない場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1:2</td> <td>1:3</td> <td>1:4</td> <td>1:5又は6</td> </tr> <tr> <td>～1時間</td> <td>90単位</td> <td>70単位</td> <td>60単位</td> <td>50単位</td> </tr> <tr> <td>～2時間</td> <td>180単位</td> <td>140単位</td> <td>120単位</td> <td>100単位</td> </tr> <tr> <td>～3時間</td> <td>270単位</td> <td>210単位</td> <td>180単位</td> <td>150単位</td> </tr> <tr> <td>～4時間</td> <td>360単位</td> <td>280単位</td> <td>240単位</td> <td>200単位</td> </tr> <tr> <td>～5時間</td> <td>450単位</td> <td>350単位</td> <td>300単位</td> <td>250単位</td> </tr> <tr> <td>以降、1時間毎</td> <td>90単位加算</td> <td>70単位加算</td> <td>60単位加算</td> <td>50単位加算</td> </tr> </table>		1:2	1:3	1:4	1:5又は6	～1時間	90単位	70単位	60単位	50単位	～2時間	180単位	140単位	120単位	100単位	～3時間	270単位	210単位	180単位	150単位	～4時間	360単位	280単位	240単位	200単位	～5時間	450単位	350単位	300単位	250単位	以降、1時間毎	90単位加算	70単位加算	60単位加算	50単位加算
	1:2	1:3	1:4	1:5又は6																																	
～1時間	90単位	70単位	60単位	50単位																																	
～2時間	180単位	140単位	120単位	100単位																																	
～3時間	270単位	210単位	180単位	150単位																																	
～4時間	360単位	280単位	240単位	200単位																																	
～5時間	450単位	350単位	300単位	250単位																																	
以降、1時間毎	90単位加算	70単位加算	60単位加算	50単位加算																																	
	身体介護を伴う 場合	身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで60単位/時間加算可																																			
② 余暇活動等社会参加のための外出																																					
区分		基準額																																			
個別支援	身体介護を伴わ ない場合	<table border="1"> <tr> <td>～1時間</td> <td>100単位</td> </tr> <tr> <td>～2時間</td> <td>200単位</td> </tr> <tr> <td>～3時間</td> <td>300単位</td> </tr> <tr> <td>～4時間</td> <td>400単位</td> </tr> <tr> <td>～5時間</td> <td>500単位</td> </tr> <tr> <td>以降、1時間毎</td> <td>100単位加算</td> </tr> </table>	～1時間	100単位	～2時間	200単位	～3時間	300単位	～4時間	400単位	～5時間	500単位	以降、1時間毎	100単位加算																							
～1時間	100単位																																				
～2時間	200単位																																				
～3時間	300単位																																				
～4時間	400単位																																				
～5時間	500単位																																				
以降、1時間毎	100単位加算																																				
	身体介護を伴う 場合	身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで70単位/時間加算可																																			
グループ 支援	身体介護を伴わ ない場合	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1:2</td> <td>1:3</td> <td>1:4</td> <td>1:5又は6</td> </tr> <tr> <td>～1時間</td> <td>60単位</td> <td>50単位</td> <td>45単位</td> <td>40単位</td> </tr> <tr> <td>～2時間</td> <td>120単位</td> <td>100単位</td> <td>90単位</td> <td>80単位</td> </tr> <tr> <td>～3時間</td> <td>180単位</td> <td>150単位</td> <td>135単位</td> <td>120単位</td> </tr> <tr> <td>～4時間</td> <td>240単位</td> <td>200単位</td> <td>180単位</td> <td>160単位</td> </tr> <tr> <td>～5時間</td> <td>300単位</td> <td>250単位</td> <td>225単位</td> <td>200単位</td> </tr> </table>		1:2	1:3	1:4	1:5又は6	～1時間	60単位	50単位	45単位	40単位	～2時間	120単位	100単位	90単位	80単位	～3時間	180単位	150単位	135単位	120単位	～4時間	240単位	200単位	180単位	160単位	～5時間	300単位	250単位	225単位	200単位					
	1:2	1:3	1:4	1:5又は6																																	
～1時間	60単位	50単位	45単位	40単位																																	
～2時間	120単位	100単位	90単位	80単位																																	
～3時間	180単位	150単位	135単位	120単位																																	
～4時間	240単位	200単位	180単位	160単位																																	
～5時間	300単位	250単位	225単位	200単位																																	

	以降、1時間毎
	60単位加算 50単位加算 45単位加算 40単位加算
身体介護を伴う 場合	身体介護を実施した場合、実績に基づき2時間まで40単位/時間 加算可

算定方法 (①、②)
<ul style="list-style-type: none"> ○各算定基準×各基準ごと総算定時間＝報酬基準単位 ○総報酬基準単位×10円＝報酬基準額（小数点以下切捨て） ○報酬基準額×0.9＝報酬額 ○利用者負担額＝報酬基準額－報酬額

様式第4号(第10条関係)

平成 年 月 日

おいらせ町移動支援サービス利用申請書

おいらせ町長 様

おいらせ町移動支援事業実施要領第10条の規定により下記のとおり申請します。前年の所得状況関係を添付しない場合は、公簿等を確認することに同意します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	昭和	年	月	日
	氏名	印		平成			
	居住地						
	フリガナ		生年月日	昭和	年	月	日
	支給申請に係る児童氏名			平成			
			続柄				
	身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号		

他のサービス利用の状況	障がい福祉サービス	障がい程度区分	有・無	区分	1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の種類・内容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> グループ支援			<input type="checkbox"/> 身体介護有り <input type="checkbox"/> 身体介護無し		
	内容	・希望時間数 _____ 時間/月 ・申請理由					

(注意) この申請書には、当該身体障がい者等の属する世帯の前年度分市町村民税の課税額を証明する書類及び対象となる障がい者または障がい児の保護者の前年分の収入がわかる書類を添付すること。

○おいらせ町日中一時支援事業実施要領

平成19年12月3日

告示第93号

改正 平成27年12月28日告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町地域生活支援事業実施要綱（平成19年おいらせ町告示第84号）第2条第9号に規定する日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、おいらせ町とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に住所を有する在宅の障がい者等で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた者とする。

(事業の実施)

第5条 この事業は、町長が適切な事業運営が可能と認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）を指定し、実施する。

(事業の指定)

第6条 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、日中一時支援事業所指定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査し、適当と認めるときは、事業者により日中一時支援事業所指定通知書（様式第2号）を交付することにより指定する。

(事業の廃止)

第7条 前条第2項の規定により指定を受けた事業所が、事業を廃止しようとするときは、日中一時支援事業廃止届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用

申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（決定等）

第9条 町長は、前条の利用申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に対して通知する。

（利用料）

第10条 利用者は、利用料として次条に規定する単価の1割に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。

2 利用者は、利用者負担額を事業者に直接支払うものとする。

（事業費の支払）

第11条 町長は、当該事業を利用した利用者1人につき、1回当たり次に定めるサービス利用時間ごとの単価から利用者負担額を差し引いた額を事業者を支払うものとする。

(1) 4時間未満 1,800円

(2) 4時間以上 3,600円

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る事業費を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に事業費を支払うものとする。

（実施状況の報告等）

第12条 町長は、事業の適正な運営を図るため、事業者に対し、必要に応じて実施状況の報告を求め、及び調査を行なうことができる。

（秘密の保持）

第13条 事業関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月28日告示第76号）抄

（施行期日）

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定

の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（おいらせ町日中一時支援事業実施要領の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この告示の施行の際、第3条の規定による改正前のおいらせ町日中一時支援事業実施要領の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 4 号(第 8 条関係)

平成 年 月 日

おいらせ町日中一時支援事業利用申請書

おいらせ町長 様

おいらせ町日中一時支援事業実施要領第 8 条の規定により下記のとおり申請します。前年の所得状況関係を添付しない場合は、公簿等を確認することに同意します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	氏名	印					
	居住地	電話番号					
フリガナ		生年月日	昭和 平成	年	月	日	
支給申請に係る児童氏名	続柄						
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神保健福祉手帳番号			

他のサービス利用の状況	障がい福祉サービス	障がい程度区分	有・無	区分	1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等					
申請する支援の内容	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護	1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等					
		・希望回数 _____回/月 ・申請理由					

(注意) この申請書には、当該身体障がい者等の属する世帯の前年度分市町村民税の課税額を証明する書類及び対象となる障がい者または障がい児の保護者の前年分の収入がわかる書類を添付すること。